

令和7年度 石狩市営墓地募集要項

1. 募集受付期間

現地縦覧期間 令和7年6月2日（月）～ 6月16日（月）
募集受付期間 令和7年6月2日（月）～ 6月16日（月）
募集受付場所 石狩市環境市民部環境課（石狩市役所3階）
厚田支所市民福祉課市民生活担当（厚田支所）
公開抽選会日 令和7年6月25日（水）
抽選会場 石狩市役所3階301会議室

2. 申込資格

申込は、下記①～③の条件をすべて満たす方に限ります。

- ①市内にお住まいの方で、市の区域に引き続き1年以上住所を有すること。
- ②世帯主であること。
- ③現在、納骨するお骨があること。

【申込資格についての注意事項】

- ・申込は1世帯につき1区画で、面積は約6㎡です。
- ・使用許可者、区画決定は抽選で行います。
- ・使用許可の日から1年以内に墓碑を建立すること。
（1年以内に使用しないときは使用許可を取り消すことがあります。）
- ・既に市営墓地にお墓のある方は、申込できません。
- ・申込受付後に、申込内容の変更はできません。
- ・申込書、その他提出いただいた書類に虚偽が判明した場合は、当選後でも失格となります。
- ・当選後、最終審査を経て墓地使用料及び墓地管理料（厚田・望来墓地は使用料のみ）を納付いただきますが、これらは墓地使用許可申請と同日に一括納付していただきます。

3. 申込方法

申込は、下記①②の書類を揃えて、受付期間内に石狩市環境市民部環境課または厚田支所市民福祉課市民生活担当へ提出してください（郵送不可）。ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状が必要です。

①住民票（本籍・続柄の記載があるもの）

②納骨するお骨があることが確認できる書類（市町村が発行した死体火葬・埋葬許可証又は寺院などが発行する収蔵証明書等）

- ・申込受付期間 令和7年6月2日（月）～ 6月16日（月）
- ・申込受付場所 石狩市環境市民部環境課（石狩市役所3階）
厚田支所市民福祉課市民生活担当（厚田支所）

4. 現地縦覧

申込にあたり、あらかじめ募集区画を確認することができます。

- ・ 現地縦覧期間 令和7年6月2日（月）～ 6月16日（月）
- ・ 募集区画

花畔墓地（石狩市新港南1丁目2番地1）	2区画（区画番号：75・439）
親船墓地（石狩市親船町1番地38）	2区画（区画番号：232・444）
生振墓地（石狩市生振757番地）	2区画（区画番号：402・481）
樽川墓地（小樽市銭函5丁目5番地）	2区画（区画番号：57・252）
八幡墓地（石狩市八幡3丁目348番地1）	2区画（区画番号：1108・1134）
厚田墓地（石狩市厚田区厚田1番地12）	1区画（区画番号：272）
望来墓地（石狩市厚田区望来1番地3）	1区画（区画番号：271）

5. 抽選方法（公開抽選会）

提出された全ての書類を審査し、申込資格の確認を行った上で、募集する区画の使用予定者を公開抽選会により決定します。なお、当選の権利を他の人に譲渡することはできません。

【抽選の方法】

- ①抽選番号は申込受付番号とします。
- ②抽選の方法は、市職員による責任抽選で行います。
- ③墓地区画ごとの抽選を行います。
（募集区画数に対して申込総数が満たなかった場合は、区画の位置を決定する抽選のみを行います。）
- ④抽選結果は抽選会終了後に今後の手続の通知と一緒に郵送します。
なお、辞退や失格があった場合は、別途抽選時決定する次点者へ通知します。

【公開抽選会】

抽選会は公開で市職員が行います。ご希望の方（業者の方以外）はどなたでも自由に参観できますが、立会いの義務はありません。

墓地ごとに抽選を行いますので、応募された墓地の下記抽選時間に合わせてご来庁ください。

- ・ 抽 選 会 場 石狩市役所3階301会議室
- ・ 公開抽選会日時 令和7年6月25日（水）
 - ・ 花畔墓地 14時00分～14時10分
 - ・ 親船墓地 14時10分～14時20分
 - ・ 生振墓地 14時20分～14時30分
 - ・ 樽川墓地 14時30分～14時40分
 - ・ 八幡墓地 14時40分～14時50分
 - ・ 厚田墓地 14時50分～15時00分
 - ・ 望来墓地 15時00分～15時10分

6. 墓地使用料・墓地管理料（ともに永代）

＜花畔・親船・生振・樽川・八幡墓地＞

墓地使用料：36,000円・墓地管理料：39,600円 合計75,600円

＜厚田・望来墓地＞

墓地使用料：30,000円

※墓地使用料及び墓地管理料は当選後、墓地使用許可申請と同日に一括納付していただきます。

7. 墓地使用にあたって

(1) 墓地の使用許可日から、**1年以内**に墓碑等を建立し墓地として使用しないときは使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

(2) 墓地の使用面積は、一世帯につき一区画とし、6㎡とします。なお、下記についてご留意願います。

①貸出面積は、6㎡（横2m×縦3m）となっています。

②墓碑等の建立面積は、**5.04㎡（横1.8m×縦2.8m）以内**とするよう努めてください。

※ 市営墓地の一部については、元来地域（集落）墓地であった歴史的背景があることから、区画が明確でなく、この面積を超えますと、隣接する既存の使用者との調整をして頂く場合もございますので、調整が必要となる場合やその他ご不明な点については市役所環境課に事前にご相談ください。

※ **厚田・望来墓地では、隣の区画と横30cm程、間隔を開けてください。**前後の間隔につきましては、区画により異なりますので、担当者にご確認ください。

※ 古くからある区画では、ところにより地盤が軟弱である場合がありますので、**墓碑等を建立される際は十分な基礎工事を行ってください。**

③墓碑を建立される際は、**既存墓地との調和に努めるようにしてください。**

④**墓碑等の破損・傾倒について、市は責任を負いません。使用者自身で対策してください。**

(3) 墓碑等の工作物を設置しようとするときは、墓碑等工事施行届に設計書及び図面を添付し市に提出してください。市からは、墓碑等工事承認証を交付しますので、工事場所に掲示してください。

また、工事が完了したときは速やかに墓碑等工事完成届を市に提出し、工事完了の確認を受けてください。

(4) **墓碑の高さは、地盤面から3m以内**としてください。

(5) 樹木は、根幹・枝葉等が通路又は隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。

(6) 上屋類、板塀などの施設をしないようにしてください。

(7) 囲い類の高さは、地盤面から1m以内とし、石・コンクリート・生垣等の管理上支障がないと認める材料を使用してください。

(8) 常に使用区域を清潔に保つよう心がけてください。

(9) 墓地が不用になったとき、または使用を取り消されたときは、原形に復して返還する必要がありますので、ご注意ください。

(10) 墓地使用権は、相続人が継承するほか、他人に移転し又は貸付してはいけませんので、ご注意ください。

- (11) 納骨時には、必ず市に火葬許可証または改葬認可証を提出してください。
- (12) 墓地使用許可証の記載内容に変更があったときは、市に届出してください。

【お問合せ先】

石狩市環境市民部環境課環境保全担当

石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話 0133-72-3240

厚田支所市民福祉課市民生活担当

石狩市厚田区厚田45番地5

電話 0133-78-2886